

各障害福祉サービス事業所等運営事業者様
各障害児通所支援事業所等運営事業者様

島根県健康福祉部障がい福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」について、障害福祉サービス事業者等は都道府県知事
に対して賃金改善開始の報告を行うこととされています。
当該報告は、本年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、本年4月15日ま
での提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただく必要があります。
については、以下の提出期限等を確認いただき、期限までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和4年2月28日(月)

※令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は令和4年3月31日
(木)まで。

※やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告
であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこと。

2 提出様式

島根県ホームページを参照ください。

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>障害福祉サービス事業者等
>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

3 提出先(東部・西部共通)

メール syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

※メールで提出を行う場合、タイトルに「賃金改善開始報告」、「法人名(事業所
名)」、差し替えを行っている場合は「差し替え(〇回目)」とご記載ください。

郵送 〒690-8501

松江市殿町一番地 障がい福祉課自立支援給付G 処遇改善臨時特例交付金担当

【問い合わせ先】

- 厚生労働省社会福祉・援護局 障害保健福祉部
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター 開設：2月4日10時～
電話番号：03-5253-1111(内線：3698、3699)
- 島根県健康福祉部障がい福祉課 自立支援給付グループ
電話番号：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687